

市役所前さくら通り地区景観形成重点地区の指定に関するパブリックコメントの結果について

1 概要

市役所前さくら通り地区は、相模原市民桜まつりなどで多くの人々がにぎわう地区であり、モデル的な景観形成を進めていく地区として、相模原市景観計画に位置付けています。

本地区を景観形成重点地区として指定するため、自治会や商店街、地域にお住まいの方などで構成される市役所前さくら通り地区景観協議会、景観審議会等で意見を伺いながら、地区の良好な景観の形成に関する方針や建築物、屋外広告物等の景観形成基準の検討を進めてまいりました。令和2年10月に本地区の土地・建物所有者や市民の皆様を対象とした意見募集を行い、都市計画審議会を経て、市役所前さくら通り地区景観形成重点地区(案)を作成しました。

市役所前さくら通り地区を景観形成重点地区に指定するに当たり、市民の皆様からのご意見を募集した結果、5人の方から8件の御意見をいただきました。お寄せいただいたご意見の内容及びご意見に対する本市の考え方を次のとおり公表します。

2 意見募集の概要

- ・募集期間 令和3年3月15日(月)～令和3年4月13日(火)
- ・募集方法 直接持参、郵送、ファクス、電子メール
- ・周知方法 市ホームページ、広報さがみはら、窓口等への配架

資料の配架場所

建築・住まい政策課、各行政資料コーナー、各まちづくりセンター(城山・橋本・本庁地域・大野南まちづくりセンターを除く)、各出張所、各公民館(沢井公民館を除く)、各図書館、市立公文書館

3 結果

(1) 意見の提出方法

意見数		5人(8件)
内 訳	直接持参	0人(0件)
	郵送	2人(2件)
	ファクス	1人(3件)
	電子メール	2人(3件)

(2) 意見に対する本市の考え方の区分

- ア：計画案等に意見を反映するもの
- イ：意見の趣旨を踏まえて取組を推進するもの
- ウ：今後の参考とするもの
- エ：その他(今回の意見募集の趣旨・範囲と異なる意見など)

(3) 件数と本市の考え方の区分

項 目		件数	市の考え方の区分			
			ア	イ	ウ	エ
	全般に関すること	1		1		
	良好な景観の形成に関する方針に関すること	2			2	
	景観形成基準に関すること	3		1	1	1
	その他	2		2		
合 計		8	0	4	3	1

(4) 意見の内容及びご意見に対する本市の考え方

通番	意見の趣旨	市の考え方	区分
全般に関すること			
1	地区内に於ける用途指定地の商業用途については本重点地区指定によりその商業用途に過大な規制、制限が法、計画により加わり、商業用途地としての価値減損についても本地区計画の中で考慮すべきことと意見する。	地区全体の方針として、「集い、くつろぎ、訪れたくなる さくら並木の景観を育てる」を掲げ、桜並木などの景観資源を生かした良好な景観形成に取り組んでまいります。また、景観形成重点地区の指定により、地域の魅力を発信できるものと考えております。	イ
良好な景観の形成に関する方針に関すること			
2	地区景観形成重点地区の指定にあたり、長い間行ってきた桜祭りの実施方法で特に露天商の店舗設置場所の変更をしたい。毎年開催されてきた桜まつりでは、露天商が桜並木の植栽帯の中に店舗を設置して長年に渡り桜の根元を踏み固め、アジサイの枝を折り痛みつけてきました。これは景観形成重点地区として取るべき運営方法ではありません。歩道巾 5 m、側道巾 6 m があり、計 11 m 巾の中で露天商の営業は十分できると思われます。	ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。	ウ

3	桜並木の植栽帯には市役所前と同様にさつきを植えて、全体の統一性をもたせ、さらに緑豊かにしたい。	ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。	ウ
景観形成基準に関すること			
4	グリーンプラザ前から１６号に至るまでの西門通りの両側の商店街の外壁がひどく古かったり、壊れそうな建物がある。外観も良くない上に安全上の懸念もあるように思う。	ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。 なお、既存の建築物等については、景観形成重点地区の指定の日以後に建て替えや改修などを行う際に、基準に適合するようにしていただくこととしています。	ウ
5	政党や議員のポスターの掲示の扱いはどうなるのでしょうか。	景観形成基準への適合及び景観誘導基準への配慮をしていただくこととしています。ただし、相模原市屋外広告物条例により、表示面積が１㎡以下で、責任者の住所、氏名が記載された政治団体等の宣伝の用に供するものは、許可手続の適用除外となります。	エ
6	夜間でも適度な明るさを保つためには、建築側だけでなく、行政側も安全安心な歩行者通路の照明を検討する必要有り（現在歩道が暗い場所が有る）	道路照明及び市所有の街路灯につきましては、通行の安全のため、維持管理を図ってまいります。	イ
その他			
7	条例の改正に当たり、無秩序に使用されているごみ置場（赤い手横他）について、設置場所、使用方法や、違反した場合は罰則を含めた規則も盛り込んでほしい。改善されないようでは無意味です。	ご意見のごみ・資源集積場所については、景観上も課題であると認識しております。今後、地域の皆様からご意見を伺うなど改善に向けた検討を進めてまいります。	イ
8	街路灯について、点灯していない事も多いので改善を望みます。	道路照明及び市所有の街路灯につきましては、通行の安全のため、維持管理を図ってまいります。	イ